

3 精密検査業務

1) 豚丹毒菌検査状況

解体後検査で豚丹毒が疑われた豚について細菌検査を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査頭数	8	5	13	3	2	3	5	2	5	4	5	3	58
廃棄頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

2) 敗血症検査状況

解体後検査で敗血症が疑われた牛及び豚について細菌検査を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査頭数	6	6	8	6	3	1	5	1	7	3	2	2	50
廃棄頭数	5	2	6	4	2	1	3	0	4	1	0	2	30

3) 残留抗菌性物質検査状況

病畜として搬入された牛について残留抗菌性物質の簡易検査を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査頭数	14	9	19	17	21	22	27	25	10	10	13	22	209
検出数	0	0	0	1*	0	0	0	1*	0	0	0	0	2

* 腎臓のみから検出

4) 黄疸検査状況

解体後検査で黄疸が疑われた牛及び豚について理化学検査を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査頭数	1	2	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	8
廃棄頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5) 尿毒症検査状況

解体後検査で尿毒症が疑われた牛及び豚について理化学検査を実施した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検査頭数	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	4
廃棄頭数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2

4 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査状況

平成 13 年 9 月にわが国で初めて BSE の発生が確認されたことに伴い、同年 10 月 18 日からと畜場で処理されるすべての牛について BSE スクリーニング検査を開始した。平成 25 年 7 月から検査対象牛は 48 ヶ月齢を超える牛となった。その後、食品安全委員会において BSE のリスクはほとんどないと判断され、平成 29 年 4 月からは、生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において原因不明の運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの又は全身症状（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）を示す牛についてのみ検査を実施している。

令和 2 年度は 23 頭について検査を実施し、結果はすべて陰性であった。また、BSE の疑いがあるため、とさつ禁止措置を講じた牛はいなかった。

	症状を呈する牛 ※			その他の牛			計		
	検査頭数	陰性	陽性	検査頭数	陰性	陽性	検査頭数	陰性	陽性
4 月 1 ～30 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 月 1 ～31 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 月 1 ～30 日	3	3	0	0	0	0	3	3	0
7 月 1 ～31 日	2	2	0	0	0	0	2	2	0
8 月 1 ～31 日	4	4	0	0	0	0	4	4	0
9 月 1 ～30 日	3	3	0	0	0	0	3	3	0
10 月 1 ～31 日	7	7	0	0	0	0	7	7	0
11 月 1 ～30 日	1	1	0	0	0	0	1	1	0
12 月 1 ～31 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 月 1 ～31 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 月 1 ～29 日	2	2	0	0	0	0	2	2	0
3 月 1 ～31 日	1	1	0	0	0	0	1	1	0
計	23	23	0	0	0	0	23	23	0

※ 生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの又は全身症状を呈する牛

5 食品衛生法に関する業務

・施設の衛生指導に関すること

愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、年に2回と畜場及び食鳥処理場に併設する食肉処理施設の監視指導を実施した。

第 3 統計資料

- 1 と畜検査頭数の推移
- 2 食鳥検査羽数の推移

第3 統計資料

1 と畜検査頭数の推移

施設名	年度	家畜の種類				
		牛	とく・乳用こ牛	豚	めん・山羊	計
JA えひめアイパックス 株式会社と畜場	平成 14 年度	9,050	38	200,309	0	209,397
	平成 15 年度	8,200	31	202,869	0	211,100
	平成 16 年度	7,784	29	199,878	0	207,691
	平成 17 年度	7,378	36	194,818	0	202,232
	平成 18 年度	6,789	12	199,593	0	206,394
	平成 19 年度	6,814	14	196,509	0	203,337
	平成 20 年度	6,695	30	190,092	0	196,817
	平成 21 年度	7,051	26	188,528	0	195,605
	平成 22 年度	6,775	35	185,475	0	192,285
	平成 23 年度	6,244	24	190,831	0	197,099
	平成 24 年度	5,430	28	182,182	0	187,640
	平成 25 年度	5,070	22	201,730	0	206,822
	平成 26 年度	4,574	16	198,575	0	203,165
	平成 27 年度	3,422	27	193,709	0	197,158
	平成 28 年度	3,125	13	196,123	0	199,261
	平成 29 年度	3,040	7	188,500	0	191,547
	平成 30 年度※	2,376	3	140,430	0	142,809
	令和元年度	2,745	8	184,093	0	186,846
	令和2年度	2,917	5	179,104	0	182,026

※：西日本豪雨災害により、平成30年7月7日から2か月余り操業停止

2 食鳥検査羽数の推移

施設名	年度	食鳥の種類		
		ブロイラー	成鶏	計
マルハフーズ株式会社 宇和工場	平成 14 年度	376,316	10,430	386,746
	平成 15 年度	379,103	9,858	388,961
	平成 16 年度	387,210	8,991	396,201
	平成 17 年度	383,143	11,665	394,808
	平成 18 年度	402,265	9,513	411,778
	平成 19 年度	405,188	10,893	416,081
	平成 20 年度	439,906	12,952	452,858
	平成 21 年度	554,584	10,920	565,504
	平成 22 年度	499,364	12,185	511,549
	平成 23 年度	501,605	12,231	513,836
	平成 24 年度	569,686	9,232	578,918
	平成 25 年度	562,196	8,899	571,095
	平成 26 年度	579,248	11,106	590,354
	平成 27 年度	582,262	10,041	592,303
	平成 28 年度	593,286	10,014	603,300
	平成 29 年度	567,580	9,038	576,618
	平成 30 年度	543,661	8,062	551,723
令和元年度	563,750	9,672	573,422	
令和 2 年度	511,478	14,786	526,264	

第 4 参考資料

- 1 所管と畜場の概要
- 2 所管食鳥処理場の概要

第4 参考資料

1 所管と畜場の概要

名 称	と畜場 番号	許可 年月日	所在地	設置主体	運営主体	週開 設数	制限 頭数
JA えひめアイパックス株式会社 と畜場	18	S55. 1. 23	愛媛県大洲市春賀甲 410 番地	JA えひめアイパックス 株式会社	JA えひめアイパックス 株式会社	5～6	豚換算 960/日

2 所管食鳥処理場の概要

名 称	許可 年月日	所在地	設置主体	運営主体	週開 設数
マルハフーズ株式会社 宇和工場	H25. 10. 3	愛媛県西予市宇和町信里 991 番地	マルハフーズ株式会社	マルハフーズ株式会社	5～6